

保年第 665 号

平成20年9月2日

福岡市国民健康保険運営協議会

会 長

様

福岡市長 吉田 宏

出産育児一時金の額の改正について（諮問）

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、この度、国民健康保険における出産育児一時金の額の改正について、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願いいたします。

記

1. 出産育児一時金の額について

現行35万円を健康保険法施行令の改正により改正される額に引き上げる（予定：38万円）

2. 施行期日

健康保険法施行令の改正施行日（予定：平成21年1月1日）

●諮問の理由

今般、産科医療補償制度の創設に伴い、健康保険法施行令の改正により、出産育児一時金の額が引き上げられることが見込まれますので、本市国民健康保険事業においても同様の改正を行うことについて、諮問するものです。